

農地法第3条許可申請（農地を農地として売買・交換するには）

許可申請書添付書類一覧

番号	添付書類	部数	取得場所	備考
1	許可申請書	3	農業委員会	・押印は認印 (印鑑はコピー不可)
2	全部事項証明書(土地)	1	法務局	・コピー不可 発行後3か月以内の 原本 ※土地に仮登記、その他の権利がついている場合は、 権利者の同意書及び印鑑証明書を添付してください。
3	公図	1	法務局	・コピー不可 発行後3か月以内の 原本
4	申請地案内図	1	申請者作成	—
5	理由書	1	申請者作成	—
6	名寄せ台帳の写し	1	各自治体	譲受人のみ

※上記以外に必要な応じて書類・資料等の提出を求める場合があります。

※申請受付は、毎月10日が締切となります。(10日が土・日・閉庁日の場合は、その翌日。)

※申請された案件は、その月の25日頃開催される農業委員会総会で審議します。許可された案件は、翌日に許可書が交付されます。許可・交付されましたらその旨、連絡いたします。

申請許可となる主な判断基準

1	今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。
2	権利を取得しようとする者(又はその世帯員)が農作業に常時従事していると認められること。(年間耕作日数が概ね150日以上)
3	今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

毛呂山町農業委員会 TEL049-295-2112(215)